

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子



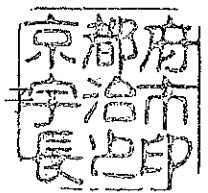
専 決 処 分 書

専決第 4 号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 28 日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契 約 の 目 的 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
- 2 元 契 約 金 額 937,065,800 円
- 3 今回変更契約金額 25,660,800 円 増額
- 4 変更後の契約金額 962,726,600 円
- 5 契 約 の 相 手 方 扶桑管・ウチラ特定建設工事共同企業体
代表者 京都市右京区太秦和泉式部町
12 番地
扶桑管工業株式会社
代表取締役 川瀬 貴也

構成員 宇治市広野町東裏 7 9 番地
株式会社ウチラ
代表取締役 内良 親正

6 工 事 場 所 宇治市伊勢田町遊田 7 番地の 1



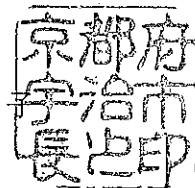
専 決 処 分 書

専決第5号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月28日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契 約 の 目 的 (仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事
- 2 元 契 約 金 額 652,908,300円
- 3 今回変更契約金額 24,350,700円 増額
- 4 変更後の契約金額 677,259,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 八千代・村井特定建設工事共同企業体
代表者 大阪府中央区森ノ宮中央1丁目1番
38号
八千代電設工業株式会社
代表取締役社長 富永 昌雄

構成員 宇治市五ヶ庄戸ノ内 2 1 番地の 8

村井電気株式会社

代表取締役 村井 十三雄

6 工 事 場 所 宇治市伊勢田町遊田 7 番地の 1

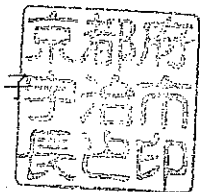
専 決 処 分 書

専決第7号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月24日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 37,659円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名